

1、はじめに学校再開にあたり、子どもたちの学び、心身のケア、安全の確保策について伺います。

長期休校は学習の遅れと格差をもたらし、子どもたちはかつてない不安とストレスをため込んでいます。学校再開にあたっては、こうした子どもたちを受け止める手厚い教育が必要です。学校現場においても、県教育委員会も、感染拡大のなか、子どもたちの健康と命を守るために、この間、奮闘されてきたことと思います。その努力に敬意を表するとともに、今後も心ひとつに、子どもたちに最善の利益を保障する努力を引き続き、求めるものです。学習の遅れと格差に対しては個別の手立てを含め一人ひとりを丁寧に教えることが欠かせません。子どもたちの心身のケアを進めていくには手間と時間が必要です。例年通りにしようと、授業をつめこむやり方では、子どもに新たなストレスを与え、さらなる学力格差を広げかねません。また、「身体的距離の確保」は、感染症防止対策の基本です。しかし、現状の40人学級はこれと大きく矛盾します。教室を感染防止対策の例外にすることは許されません。さらに学校では、消毒や清掃、健康チェックなど多くの業務も生じています。

子どもへの手厚く柔軟な教育や感染症対策のために、学校の教職員を思い切って増やし、20人程度の授業ができるようにすべきです。政府の第2次補正予算での教員増は3100人ですが、全国の小中学校の10校に一人しか配置されず、高校は除外されています。日本教育学会は、小中高の教員を10万人増やすことを求めています。教員の10万人増員と8万人余り増員しようとしている学習支援員ならびにスクールサポートスタッフなどを倍の十数万人に増やし、20人程度の授業を行えるよう政府に宮城県として求めるべきですが、いかがお考えでしょうか。1

今回の3100人増員にあたっては、学校における衛生管理マニュアルで感染拡大のリスクが高い自治体が優先されています。しかし、宮城県のようにリスクが低いとされる「レベル1」の自治体でも、学級の少人数編成を行い、かつ教員定数が充足していれば、増員の要望ができます。同じレベル1の仙台市は、文科省から「増員要望を出すように」言われて、要望しているそうです。宮城県では、少人数編成での授業を行う計画がなく、今年度当初から63名もの教員、講師未配置が生じており、要件があわないため要望すらできず、ひとりも増員されません。そういう状況は早急に改善すべきです。宮城県以外の東北5県すべてと仙台市が独自に少人数学級を導入、順次拡大してきたのに対して、県教委も村井知事も、国待ちの姿勢で、少人数学級への独自の努力を怠ってきました。そうしたことが、今の非常事態に大きなハンディとなって表れています。少人数学級への、この間の否定的な見解や姿勢を悔い改めて、遅まきながら、宮城県独自でも少人数学級への道を踏み出して、コロナ危機から、子どもたちを守るべきではないでしょうか。教育長にも、知事にも答弁を求めます。お答えください。2

子どもの実態に応じた柔軟な教育のためには、学習指導要領による管理統制を弾力化し、現場の創意工夫を引き出し、現場の自主性を保障することが大切です。特に、来年春に高校受験を迎える中学3年生に対する配慮、対策は早急に示すべきです。当事者である子どもたちの意見も聞きながら、県立高校入学試験の試験出題範囲を中学3年生の前半までに限定して早めに通知することや受験日、卒業式を一週間程度遅らせるなど、長期休校の影響で「15の春」を泣かせることがないよ

うに手を打つべきですが、いかがお考えでしょうか、伺います。 3

県立高校普通教室へのエアコン設置はもはや、待ったなしです。「なぜ、県立高校でも教室にエアコンがあるところとないところがあるの?」「暑くて、勉強に集中できない」などと、子どもたちからも切実な声が届いています。保護者などの負担をあてにせず、県が責任を持ってエアコン設置をすすめるべきです。知事の決断を求めます。いかがですか、お答えください。 4

そして、今年の夏の暑さを少しでも軽減するために、県立学校への据置式業務用エアコンやスポットクーラー、業務用冷風機・扇風機などをレンタルやリースも利用し緊急配備することを求めますがお考えをお聞かせください。 5

また、宮城県教委が5月に出した「学校再開に向けたQ & A」では、「学習指導要領に定められた学習内容を減じることにはできない」と示されています。そうした県教委の姿勢が夏休み返上、短縮での授業時数確保につながり、かつて例のない「真夏の学校生活」が行われようとしています。何よりも優先されるべきは、子どもたちや教職員のいのちと健康を守ることです。熱中症や学校給食による食中毒などのリスクをあらかじめ避けるため、学習指導要領にとらわれず、できるだけ夏休みを確保し、猛暑日が想定される場合には休校措置をとるなど、県教委が改めて判断すべきですが、いかがでしょうか、伺います。 6

2、つぎに、コロナ危機から暮らしと営業、雇用、住まいを守る支援策について伺います。

(1) まず、営業と雇用を守る支援策です。

新型コロナウイルス感染症拡大という事態のなかで、地域経済はかつてない危機的状況です。困っている人にきめ細かに必要な支援を一刻も早く行うことが求められています。

持続化給付金は、一度申請が受理されると、訂正ができない仕組みになっています。例えば、前年度と比較する申請月を間違っても訂正がききません。税の申告でも、訂正・更正の手続きができるのに、あまりにも硬直的すぎます。制度設計のミスと言えます。訂正ができるよう、国に制度の見直しを求めるべきです。お考えを伺います。 7

また、売り上げ減少率が5割未満の事業者も対象にすることや給付を1回限りにせず、持続化することを国に求めるべきです。いかがでしょうか、伺います。 8

国の持続化給付金の対象から、外れた事業者には、県が制度を創設して支援すべきですがいかがでしょうか、伺います。 9

県の感染症拡大防止協力金では、県内の商業施設や百貨店の多くが臨時休館などの対応を取りました。ところが、そうした休館中の商業施設などに入居しているテナントのうち、休業要請の対象業種でない衣料品店などは協力金を受け取れません。県の休業要請に伴って、自己の判断に関わりなく休業せざるをえなかった業種のテナント店は協力金の対象にするべきです。対象の拡大を求めますがいかがでしょうか、伺います。 10

コロナ危機の中で、社会的に弱い立場に置かれている人がいっそう厳しい状況に陥り、生活困窮、貧困と格差が広がっています。すでに非正規雇用は100万人近く減少しており「6月危機」と言われる大規模な解雇、雇止めが広がろうとしています。それに対応する支援策の充実、強化が求められています。知事はこの間、宮城労働局などと一緒に「働き方改革」に向けた共同宣言や「働き方改革」をすすめる企業の表彰などを行い、雇用環境の改善に努力してきました。コロナ危機のなかで、大量の解雇、雇い止めなどが宮城県で起きないように、労働局とともに、地元経済界に雇用の継続や例年通りの新規採用を行うよう、強力に要請すべきです。いかがでしょうか。伺います。11

国は、第2次補正予算で、事業主から休業手当の支払いを受けられない中小企業の労働者に賃金の8割（月最大33万円）を給付する休業支援金を新設しました。月ごとに勤務時間や日数が決まるシフト制のアルバイトや派遣労働者も対象になることを広く県民へ周知徹底するべきです。また、手続きの簡素化や給付の迅速化を国へ要望すべきです。いかがですか、伺います。12

（2）健康で文化的な人間らしい暮らしを守る支援策について伺います。

社会福祉協議会が行っている緊急小口資金と総合支援特例貸付は6月2日現在で4776件と101件という実績です。償還時に住民税非課税世帯は償還免除になることや手続きの簡素化や労働金庫、郵便局も窓口になるなど、柔軟な対応で収入が減って困っている人たちに喜ばれています。引き続き、制度の周知徹底や7月末となっている申し込み期間と総合支援の貸付期間を現行の三カ月からさらに延長するなどの充実を求めますがいかがでしょうか、伺います。13

生活保護は、ひとしく国民に健康で文化的な生活を送るために保障されている権利であり、大事なセーフティネットです。自立を助ける観点から適切に活用できる家屋や通勤用自動車などの資産の保有を認めています。さらに、4月7日付けで「保護の要否判定等における留意事項」として、稼働能力の活用、通勤用自動車や自営に必要な店舗、機械器具等の資産の取り扱い、一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援、医療券の発行などについて、国の通知も出ております。こうした通知の趣旨を踏まえた柔軟な対応を福祉事務所の現場に徹底することが大切です。いかがですか、伺います。14

先日、仙台弁護士会が路上生活者などの保護申請を、緊急性が高い事情があり、ただちに保護を開始すること、また住居を確保するまでの一定期間、感染防止の点からホテルなどを用意し生活保護の家賃にあたる「住宅扶助費」をあてること等を仙台市に求めました。先に述べた国の通知を踏まえ、県福祉事務所にも、同様の対応を求めますが、お答えください。15

生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金も、失業や離職していなくても収入減少で認められるなど、要件が緩和されました。4月から6月12日までにのべ660件、給付されており、これもまた喜ばれています。要件の緩和で申請しやすくなったことなど制度の周知徹底を引き続き、求めますがいかがでしょうか。伺います。16

生活保護や自立支援制度を担う福祉事務所と自立支援相談センターのケースワーカー、相談員の増員を求めます。増える生活困窮世帯に対して、きめ細かで親身な支援を行い、福祉事務所と自立

支援相談センターの緊密な連携を進めるためには、十分な人員体制が必要です。国の二次補正も活用して、年度半ばでも対応すべきです。また、生活困窮者等の支援を行っている NPO 団体にも、県からの支援を拡充すべきです。あわせて、お答えください。17

子ども食堂が感染症拡大防止から実施できず、お弁当や食料・食材を個別に届けることが代わって求められております。こうした活動を行う団体へ県も補助金制度を設けるべきです。また、本来の活動を休止せざるをえないなかで、運営が厳しい子ども食堂も少なくありません。テイクアウト事業にとどまらず、子ども食堂運営団体への支援の拡充を求めますがお考えを伺います。18

コロナ危機のなかで、児童虐待、DV、性暴力の被害が増えていると報道されています。県警の取り扱い件数も DV、児童虐待は3月、4月、5月と前年対比で増えています。こうした被害の相談と支援体制の充実、強化を求めます。児童相談所、女性相談センター、性暴力被害相談支援センター、福祉事務所、そして、これらの被害者を支援する NPO 団体との連携の強化も必要です。4月には国も、「DV 被害者等への支援に係る留意事項」や「支援対象児童等への対応について」などの通知を出し、二次補正でも支援策拡充を打ち出しています。こうした国の施策や予算もいかして、支援策拡充を求めますがいかがでしょうか、伺います。19

(3)「社会的養護」を必要とする子どもたち、若者への支援について、伺います。

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育・保護することが必要とされる子どもは全国で約46000人います。

児童養護施設に入所している子どもの84%は入所時に親がいたにも関わらず入所となり、55%のこどもが退所まで施設で暮らしています。また、66%がネグレクトや身体的・精神的、性的虐待を受けおり、36、7%の子どもたちが発達障害などの障がいを持っているといわれています。

今年の2月、社会的養護の子どもたちの現状報告と就労支援についての懇談会が宮城県の「社会的養護自立支援事業」を受託している NPO 法人の主催で開かれました。18歳になったり、15歳以上でも進学していないと措置が解除され、施設を退所します。その NPO 法人では施設退所後の子どもたちに自己肯定感を高めるための支援やお金の管理など様々な生活相談、就労相談を行い、自立に結びつける活動をしており、児童相談所や里親さんからの相談にも応じているそうです。コロナ危機の中で、就職したのに自宅待機を余儀なくされた子や契約社員なので低賃金で生活保護から抜けられない子、行方不明になった子もいるなど、切実な状況も最近、伺いました。18日付けの地元新聞にも同様の報道がありました。県が委託している「社会的養護自立支援事業」は、貧困や虐待などの連鎖を断ち切り、子どもたちが自立できるように支援する大切な事業であると考えますが、知事の認識を伺います。20

就労問題とともに、社会的養護が必要な子どもたちの大きな課題は住居の確保、住まいの問題です。寮付きの仕事や作業所とグループホームなど住居と仕事がセットになっている場合、離職、解雇されると同時に住居も失ってしまいます。住所が定まらなると就職ができません。実の親が保証人を拒む、子どもがためたお金を親が取る、働き始めると親が来てお金をせびる、そういう子どもたちが自立し安心して暮らせる支援策が求められています。ハードとしての住居を用意するとともに、毎日仕事に行く、ご飯をつくって食べる、掃除をする、計画的にお金を使い、貯めるなどの、

通常は家庭内で自然に身につけるソーシャルスキルを習得させる見守り支援が一定期間、必要です。県内にはそうしたシェルターやステップハウスが4カ所ほどありますが、満員状態が続いており、もっと求められています。国の二次補正で示された「生活困窮者等の住まい対策の推進」なども活用し、現行の「社会的養護自立支援事業」を拡充して、見守りのある住まいの支援を充実・強化していくべきですが、お考えを伺います。21

(4) 県営住宅について伺います。

高齢者やひとり親世帯、DV 被害者、路上生活者のなかにも、保証人がつくれず、県営住宅の応募をあきらめている方が少なくありません。入居手続きにおいて保証人の義務付けを削除し、緊急時の連絡先を提出することが新たに記載された「公営住宅管理標準条例(案)」が2018年3月に国交省住宅局長から各都道府県知事あてに届いています。民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者などの住宅確保要配慮者の増加を踏まえたものです。この通知も受けて、仙台市や東京都など多くの自治体で連帯保証人制度を廃止しています。宮城県営住宅でも、保証人制度を廃止して、緊急時の連絡先を提出してもらうことに変えて、住宅確保要配慮者の方々が県営住宅に応募しやすくすべきですがいかがですか、伺います。22

そもそも、宮城県は、「公営住宅は市町村に委ねる」と事実上の撤退宣言を行い、老朽県営住宅の建替え計画をつくらず、屋根や外壁などの基本的な修繕サイクルも持たず、不十分な状態です。昨年の東日本台風では、県営住宅97団地中61団地、63%で雨漏りや漏水などの被害が生じました。路上生活者やネットカフェ難民と言われる「住まいを持たずにいる人たちが相当数、県内にいる実態を踏まえて、県営住宅の役割を再認識し、人権としての住宅政策を充実させるべきです、いかがですか。そして、その手始めに、お風呂がなく、居住水準を満たしていない仙台市青葉区の中江住宅の建替え計画をつくる決断を求めますが、いかがでしょうか、あわせて、伺います。23

3、コロナ危機のなかでの水道・下水道事業「民営化」の中止をについて伺います。

都市の衛生インフラとして欠かせない水道や下水道をコスト面だけに注目して、大企業に運営を委ね「民営化」することは、新型コロナウイルス感染症拡大という、新しい局面のなかで、再検討、中止すべきです。

現状の運営でも、新型コロナウイルス感染症が拡大すれば、これまであてにしていた県境を越えての人員の応援、やりくりはできません。

今、企業局では、水道の浄水場や下水道の処理場で、作業従事者に感染が拡大したら、どうなるか…シミュレーションし、4月中旬から16日間にわたり、試行も実施しました。その結果、ポンプなどの設備点検・整備を計画的に実施することや大雨や地震など緊急時の即時対応ができないことが明らかになりました。水道も下水道も住民の生活に直結しているもので、いかなる事態にも対応し、止めるわけにいかない施設です。コロナ感染拡大のときの災害、非常事態に備えるためにも、今まで以上に、人材の確保、育成は重要です。いかがお考えでしょうか、伺います。24

県が受水市町村とつくってきた宮城県下水道公社の技術力、人材は宮城県の貴重な財産です。民営化後には「解散する」と言われていますが、公的性格を維持させたまま、運営を継続させるべきです。これまでは、大手民間企業がグローバルに人もモノも動かすことで、コスト削減が図られ、

それが「最善の方法」とされてきました。しかし、「with コロナ」といわれる新しい社会へ踏み込んでいる今、それは破たんした過去の価値観となりつつあります。県が培ってきた技術や経験をこれ以上、減らすべきではありません。お考えを伺います。25

先日も市民団体から「民営化」をめぐって公開質問状が提出されました。今も根強くある住民の心配や反対の声を押し切って、日本初の試みである、上下水道を一体化し民間大企業に運営権を売り払うこと、そして、そのために県職員の労力を多大に費やすことはやめるべきです。「民営化」では、県の人件費を15億円、10%程度減らす計画となっています。コロナ第2波、第3波に備えて、水道も下水道も生活圈域で人材を確保し運営できるよう、県の体制づくりに全力を傾けることを最優先し、「民営化」計画は中止すべきです。知事のお考えを伺います。26

東日本台風によって明らかになった問題点の解決をについて伺います。

県はこれまで、市町村が調査した罹災判定や罹災証明書交付件数を被災程度ごとに把握していませんでした。消防庁の求めで、県がとりまとめている住家・非住家被害の件数は持っていました。国の被災者生活再建支援金も、市町村の住宅や生活の再建支援策も、もとにしているのは罹災判定であり、罹災証明書です。

市町村ごとの罹災判定の実態を県が手持ち資料にしていなかったのは、驚きでした。昨年10月の東日本台風で市町村が出した被災の程度ごとの罹災判定、証明書の件数を求めて、出していたのが今年の2月でした。9年前の東日本大震災の市町村ごと、被災程度ごとの罹災証明書の発行についても把握していないことがわかりました。これも求めて、ようやく先日出してもらいました。「必要がないから調べていない」とも伺いました。県が独自に被災者へ支援策を行おうとすれば、当然、必要な数字ですが、「始めから支援しない。支援する気はない」から、こういう実態の把握も行っていなかったのか・・・と、とても残念に思いました。国や市町村の支援策だけで大丈夫なのか、県の対策・支援が必要かどうかの真剣な検討は被災の実態を正確につかむことから始まります。はなから被災者支援は市町村の仕事、県は関知しない・・・とも取れる今の姿勢を抜本的に改めるべきです。今後は、災害が生じた時には、どういう被害を受けた被災者、被災世帯がどのくらい県内にいるのか、市町村ごとに、被災程度ごとに罹災判定、証明書の数を把握することをまず行い、そのうえで県の対策・支援について、誠実に検討すべきです。いかがでしょうか。伺います。27

内閣府の調査などで、少なくとも全国39都道府県で災害時の独自の生活再建支援策をつくっています。宮城県は被災県であるにもかかわらず、もっていないことを恥ずかしいと思うべきです。国の制度の不十分さを補い、被災市町村や被災者を支援する県独自の生活再建策を遅まきながら、つくるべき時です。知事の決断を求めます。お答えください。28

大きな被害を受けた丸森町では、住民が町の独自支援策を受けて、自主的な集団移転が行われています。本来は、国の防災集団移転促進事業を活用することもできました。しかし、災害危険区域設定や3年半必要だとした所要期間等について、町や県の判断の不正確さがあったため、住民は防集事業活用を断念し、早期に実現できる自主移転を選択しました。防集事業は災害の実状に応じ、特に住民の移転の意思を尊重しながら、災害危険区域の設定のあり方も柔軟に対応できる制度とし

てつくられています。しかし、宮城県は、東日本大震災のときの津波シミュレーションでの浸水深の深さによる災害危険区域設定の経験にこだわり過ぎて、防集制度の柔軟な制度設計を活かしきれなかったといえます。県には、防災集団移転促進事業の趣旨を生かし、被災住民の意思を尊重する、いっそう丁寧な対応を今後、求めるものです。いかがでしょうか。伺います。29

また、新潟県では、国の防集事業採択の要件に世帯数が足りない場合は、2戸以上の世帯に対して、県独自に集団移転を支援する制度があります。県もそういう制度をつくり、今後の災害へ備えるとともに、丸森町の住民の自主移転を支援すべきではないでしょうか。伺って、第一問といたします。30

約8700字